

スミダコーポレーション株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：スミダコーポレーション株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第4分科会
- (3) 資 本 金：101.5億円
- (4) 従業員数：18,212名
- (5) 事業内容：家電製品・自動車・グリーンエネルギー・産業機器・医療機器などに使われる、インダクタ・トランス等のコイル部品及びモジュール製品などの製造・販売
- (6) 企業理念

〈技術と人の架け橋〉

我々のビジョンは、時代を超越した企業として、我々の想像力に富んだアイデアを実現し、世の中にパワーと勇気を与えるためのソリューションを提供する業界のリーダーとなることです。

〈経営の基本原則〉

次の7項目を企業経営・事業活動の基本原則とします。

- ・ 高品質，短納期，低コスト
- ・ ステークホルダーとの強い信頼関係
- ・ 適材適所の人材
- ・ 能力主義（国籍，人種，性別，信条，身体的特徴等による差別をしない）
- ・ 地域の慣行+慣習の尊重，法令厳守
- ・ 環境保全
- ・ 革新的なチャレンジ

- (7) CIマーク



Sumidaの“S”を象った左側のマークを、1956（昭和31）年の創業以来、社章としていましたが、



スミダ電機本社 研究開発センター

1991（平成3）年頃より、その右側に“Sumida”の文字が加わったロゴデザインとなり、現在までコーポレートブランドとして世界中で広く使用しております。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称，所在

わが社は、グループ会社を国内外に所有する持ち株会社です。知的財産部門は、国内子会社の中にあり、海外からも親しみやすくという狙いからローマ字の略称“IPD（Intellectual Property Department）”を正式な部門名称としています。IPDは、グループ全体の新分野技術開発活動を統括する、“グローバルR&D”に属しており、東京オフィス（東京都中央区）と研究開発センター（宮城県名取市）の2拠点で活動中です。

(2) 構成及び人員

わが社において、IPDは、国内外の特許、実用新案、意匠の出願・維持管理、調査、分析、紛争解決、職務発明規程の立案・運用・報奨の実施、社内人材への知財教育などを担当しています。日本に、日本R&Dを担当する部員（5名）、中国（広州）に、現地R&Dを担当する中国人

部員（2名）、欧州（ドイツ）に、現地技術者と外部の特許弁護士とのパイプ役となるドイツ人知財担当者（1名）がそれぞれ在籍し、年に数回会議を開催し情報交換しています。

（3）沿革

1990(平成2)年に知財専任者が開発部門に初採用されたのをきっかけに知財部門が創設され、2004(平成16)年に法務部門に移されました。JIPAに正会員として参加したのは、2003(平成15)年となります。2009(平成21)年には管理本部に、2017(平成29)年からは開発部門へと移り、現在に至ります。

3. わが社の知的財産活動

（1）基本方針

当社知財活動としては、他社の知的財産権を尊重し、権利侵害を回避することを、最優先事項としています。開発部門・知財部門が協力して、開発初期段階のアイディア的な発想に関しても、また量産直前段階における製造方法・製品最終形態に関しても、類似範囲の他社特許の存在の有無を徹底的に調査しています。

（2）特許関連業務

当社は、インダクタ・トランス・アンテナ等のいわゆる“コイル部品”と呼ばれる電子部品をほぼ海外で生産し、全世界の顧客に対して販売しています。当社の製品は、それぞれ用途で見ると、主に、コンシューマ製品、自動車関連製品、及び産業機器関連製品向けですが、今後、医療機器向けも注力していく予定です。従来の比較的慣れた分野に加え、当社にとって新分野となる技術の調査・権利化にも積極的にチャレンジしています。出願業務に関しては、“内製”はほとんど無く、外部の弁理士が代理しています。案件毎に、技術内容の確認や請求範囲の決定、変形実施例の提案等々を、発明者・知財部員・代理人が対面で詳細に打ち合わせることを基本としていましたが、コロナ禍以降、「打ち

合わせはWeb会議」、「作業はリモートワーク」が、主流となりました。

（3）意匠・商標関連業務

意匠は知財部門（IPD）が担当し、商標は法務部門が担当しています。意匠は権利化までの期間も特許と比較すると一般的に短く、権利化される確率も高い一方、権利範囲は狭いと考えており、それほど積極的な活用はしておりませんが、強力な権利が必要な汎用品に関しては特許と併用、特許性が低いと判断した製品に関しては、「意匠だけでも」という思いから意匠単独出願を利用しています。

（4）社内の教育活動

新入社員研修の一環として、知財の基本及び当社職務発明規程についての説明を行う知財研修が組み込まれています。また、他の研修は不定期ではありますが、中堅クラスの技術者向けに、特許調査の方法や出願の目的・流れ・過去の当社の特許問題事例などを習得する技術者研修、また、営業部門に対しては、知財制度の基本・概要、また利用方法等々、客先の技術者や知財部門の方とコミュニケーションをとる上で困らない程度の知識を習得してもらう目的の研修などを行っています。これらの研修は、新入社員研修を除き、コロナ禍で開催が出来ていない点が課題です。

4. 今後の計画、希望など

当社は、グループ全体一丸となって、これまで培ってきた“コイルビジネス”を活かしつつ、新分野の製品にも果敢にチャレンジしていきます。知財部門は、知財教育・他社知財調査・出願権利化処理を通じて、既存ビジネスの継続及び新分野への挑戦をサポートしていただくに留まらず、自ら新技術・新分野を切り拓き、経営陣に提言できるように、個々のスキルアップと組織力の強化を図ってまいります。

（原稿受領日 2021年12月28日）